

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 11 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380101

研究課題名(和文)政治家による犯罪の研究

研究課題名(英文)Study on the Crimes Committed by Politicians

研究代表者

鮎川 潤 (AYUKAWA, Jun)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：90148784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：平成29年3月に単著『新しい視点で考える犯罪と刑事政策 国際的・比較文化的アプローチ』(昭和堂)を刊行し、第6章において公表した。世界の政治家の犯罪について鳥瞰し、アメリカ合衆国の政治家による汚職とアフリカにおける政治家の人権に係わる犯罪について検討を加えた。日本の政治家の犯罪に関する考察も行い、選挙制度、政治家の犯罪への社会的対応の違い等について考慮し、事例の考察をまじえて包括的な検討を行った。

英語論文の成果としては、人権に係わる犯罪や問題に焦点を当て米国の雑誌 (Qualitative Sociology Review, Vol.11, No.2) において平成27年度に公表した。

研究成果の概要(英文)：I published the results of this research in the chapter 6 "Justice: Focused crimes committed by politicians" in my new book Crimes and crime policies considered from new viewpoint: International and comparative cultural approach published in March, 2017. In this long chapter, I examined the politician's crimes which violated human rights in Africa. I also examined crimes committed by Japanese politicians, considering the differences of election systems, the differences of necessary conditions which constitute violation of election laws, crimes and the differences of criminal justice institutions which control crimes committed by politicians. In these examinations, I discussed the crimes committed by politicians referring several records of political criminal cases.

As result of this research, I also published an English paper titled "Claims-Making and Human Rights in Domestic and International Spheres" in Qualitative Sociology Review, Vol.11, No.2, 2015.

研究分野：社会科学

キーワード：政治家 犯罪

1. 研究開始当初の背景

政治家による犯罪については、民主主義の根幹にかかわる事象であるにもかかわらず、政治学の分野では、犯罪学、刑事政策、刑事法についての知識に乏しいため十分な統合的な探究が行われておらず、他方、犯罪学や刑事政策では対象への接近可能性や情報入手の制約から研究が遅れていた。また国際的視点や人権との関係についての考察も乏しかった。したがって本研究においては、国際的な視点を取り入れて人権との関係について考慮するとともに、公職選挙法違反、収賄、人権に対する犯罪等の政治家の犯罪に関して総合的な研究を行った。

2. 研究の目的

(1) 政治家の犯罪に関しては、上記のように、いわば学問領域の狭間に落ち込み、客観的な研究が進んでいないという特徴がある。政治学では、選挙、政治活動、政治資金の研究は行われているが、正当な活動が中心であり、それらの違反については十分に探究されて来なかった。他方で、刑事法学、犯罪学、刑事政策の分野では、一部の検察出身者による個別ケース、すなわち政治家の刑事裁判の判決について判例評釈が発表されるにとどまる傾向にある。この政治学と刑事法学との狭間を補うものとしてジャーナリズムによる出版等があった。しかし、ジャーナリズムは個別的で、非常に時事的でアドホックなレベルにとどまってきた。

(2) 以上のような制約から、政治学の学問領域では、刑事政策等についての知識に乏しいため十分な統合的な探究が行われておらず、犯罪学や刑事政策の学問領域では対象への接近可能性や情報入手の制約から研究が遅れており、さらにジャーナリズムではアドホックで信頼できるとはいいがたい報道が行われている政治家の犯罪について、収賄、公職選挙法違反、政治活動手続違反、さらに人権に対する犯罪(ジェノサイド、人道に対する犯罪等)という4つのテーマ分野を精査することによって、総合的な考察を加えたい。それにより選挙、議員の政治活動とそれへの国民の参加という日本の代議制に基づく民主主義の根幹にかかわる制度の十全な発展に寄与したいと考える。

3. 研究の方法

(1) 過去の学会大会においてワークショップのオーガナイザーを担当した際に、報告と問題提起をしてもらった信頼できる政治家(元衆議院議員)で内閣の要職も務め、引退後は弁護士として活躍している人物にとりわけ聞き取り調査を行って、政治活動に関する情報を取得した。国会議員の情報に加えて、地方自治体レベルの議員活動に関する情報

についても政令指定都市の元議員から収集する。

(2) 選挙制度および公職選挙法違反に関しては、研究代表者は従前より関心を持ち、ある選挙区の選挙管理委員会委員を2011年まで8年間にわたって務め、そのことによって、選挙の実施業務を実際に経験し、あわせて選挙違反に関する情報も把握し、収集して準備を進めてきた。この経験にとりわけ捜査の観点からの情報を加えて考察を行う。

(3) さらに、本研究において今回実際に海外の選挙の実施方法、選挙運動についてスウェーデンやアメリカ合衆国をはじめとする外国で観察の機会を得ることによって、確実な情報を入手して検討を加える。政治家の犯罪については、日本についてはいうまでもなく、アメリカ合衆国の政治家やスウェーデンをはじめとするヨーロッパの政治家の犯罪の情報を収集する。

(4) 政治家の犯罪のうちでもジェノサイド、人道に対する犯罪等人権に反する犯罪について、オランダ・ハーグにある国際刑事裁判所および旧ユーゴスラビアの戦争犯罪法廷を訪問して、職員やそれらの裁判に係わった人から聞き取りを行ったり、裁判を傍聴したりして情報収集を行う。さらにそれを補足するものとして、国際司法裁判所の図書館や国連の人権理事会が置かれているジュネーブ国連本部において情報や資料の収集を行う。国際刑事裁判所ではとりわけアフリカ諸国の大統領をはじめとして、トップの政治家が訴追の対象とされており、それは選挙活動、選挙結果と密接な関係があるため、アフリカの国の政治状況、政治家の選挙活動、政治活動の観察とインテリジェントな人々のそれらに対する見解を聴取する。

(5) いうまでもなく、日本および国外の政治および政治家の犯罪に関する文献、判例などを収集して分析し考察する。その際に、判例に関しては、単にその収集に留まることなく、その判決を下したり、その判決と類似の裁判を担当して判決を下したりした元裁判官への聞き取りと情報収集も行う。

4. 研究成果

(1) 選挙運動と選挙違反

日本の選挙の宣伝カーは候補者の名前が、それに加えて、政党名、短い候補者のキャッチフレーズを連呼するだけである。これは、聞いている者からすると、無内容なことをがなり立てられ、ただうるさくて迷惑としか感じられない人もいるにもかかわらず、今日まで常態化している。

研究代表者も選挙管理委員会の委員をするまでは知らなかったのだが、その理由は公

職選挙法にある。候補者が自己の公約について丁寧に説明するのは演説となり、それを行うことができるのは、演説会場や、車を止めたり、徒歩で立ち止まったりして、そこにあらかじめ定められている選挙管理委員会から配布された旗を立てて行わなければならないからである。スウェーデンの選挙を観察したところ、駅前に小屋がいくつも建ち、運動員が通行人に自由に話しかけたり、資料が置かれた小屋の中で腰かけて話し込んだりしている。大学のキャンパスでも同様で、ボールペンなどのちょっとした品物が用意されたりもしている。

日本では、戸別訪問が許されていないが、スウェーデンでは自由である。それを迷惑に思う人は戸口で断ればいい。日本でも、かつて戸別訪問の禁止が憲法違反だという下級審の判断が出されたこともあったが、控訴審で破棄されている。(妙寺簡易裁判所 昭和43年3月12日判決 昭和42年(ろ)第6号公職選挙法違反被告事件。控訴審 大阪高等裁判所 昭和43年9月25日判決 昭和43年(う)第571号 公職選挙法違反被告事件。)なお、文書図画の頒布の規制に対する憲法違反判決としては以下のものがある。(岐阜地方裁判所 昭和55(1980)年5月30日判決 昭和52年(わ)第25号 公職選挙法違反被告事件。)

上記のようにスウェーデン等の先進国では許容されている戸別訪問についても日本では禁止されている。その理由の一つは投票における買収の防止だと思われるが、この買収に関しては、2003年に、鹿児島県で大規模な冤罪事件が起きた。結局、裁判所は贈収賄が行われたとされる複数の会合はなかったと認定して、12人全員に無罪を言い渡したが、そのうち一名はすでに死亡しており、さぞや無念の思いで命を終えていったことと推定される。なお取り調べにあたった司法警察員に対して裁判所は特別公務員暴行陵虐罪の成立を認め、懲役10か月執行猶予3年の判決を言い渡している。(鹿児島地方裁判所 平成19年2月23日判決 平成15年(わ)第217号 公職選挙法違反被告事件。福岡地方裁判所 平成20年3月18日判決 平成19年(わ)第1232号 特別公務員暴行陵虐事件。)[引用文献、]

日本の選挙の投票率は低く、とりわけ90%近い北欧諸国と比較すると雲泥の差がある。日本における戸別訪問禁止の規定は、約1世紀を遡る敗戦前の大日本帝国憲法下の1925年の治安維持法とセットで成立した普通選挙法の施行以来続けられているとのことであり、戸別訪問等が禁止され、自由な政治的ディスコースが拒否されているというところに、日本の民主主義の未成熟性が現れているように思われる。

近年、投票率の低さは、民主主義の成熟度とは異なるという議論がみられるが、日本は国民が主権者であるという意識、政治活動は

国民主権の中核的な活動であるということが十分に保障されなければならないという考えに基づく制度的保障に乏しいのではないだろうか。政治的関心を高め、投票率を改善するためにも、現行の公職選挙法の厳格な執行ではなく、むしろ見直しが必要ではないかと考えられる。

(2) 世界の政治家の汚職犯罪

政治家が行う犯罪は多種にわたっている。政治家としてもっとも注目されるのは汚職だが、代表的なのは賄賂である。受け取れば収賄、すなわち、金銭や物品を受け取ったり接待を受けたりして自己の職務権限を行使して便宜を図れば収賄となる。贈った側は贈賄罪に問われるが、これは政治家へ金銭などを渡す側であり、企業や利害関係者が犯すことが多い。

日本では収賄罪と贈賄罪の公訴時効が異なる。そのため、贈賄側は罪に問われないが、贈賄側の供述に基づいて収賄側が有罪判決を受けることもある。日本では贈収賄は公務員が行ったり、公務員に対して行ったりした場合に成立する。(したがって「収賄罪」は「身分犯」である。)外国では、中国の「商業賄賂」のように、民間企業に対して不正な利益を得ようとして行った場合であっても贈収賄が成立する国がある。自分に職務権限がない場合でも、依頼者から金銭等を授受して、職務権限を持つ者に強力に依頼者の意向に合致した行為を行うように働きかければ、日本では「あっせん収賄罪」に問われることになる。

世界の政治家による犯罪を見ると、政治家による汚職の世界各国間の比較は容易ではないが、様々に異なる指標を取った場合でも、汚職の少ない国として最上位を占めるのはデンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェイといった北欧諸国である。〔引用文献〕

その理由は、先に述べた一般の人々の政治意識の高さ、日常生活における政治的活動の活発さと政治的意思決定過程の透明性が大きく影響していると考えられる。日本の選挙制度は、いわば国民を性悪説に立って国民の自由な行為を規制するという観点から作られているために、かえって一般の国民と政治との間に距離を作ってしまう、政治家の専横を許し、政治家の汚職をはじめとする違法な行動や、法の趣旨を尊重していると言い難い逸脱行動を誘発しているように思われる。

アメリカ合衆国では、政治家の犯罪は政治活動に関するものであれ、政治活動に無関係なものであれ、先述した政治家の犯罪リストを網羅してあまりあるほどバラエティに富んでいる。

居住経験のあるイリノイ州を取り上げれば、イリノイ州知事経験者のうち4人が有罪判決を受けて受刑している。ただし1人は退職後の事業によってである。イリノイ州は他

の州と比較すると、有罪判決を受けて刑務所へ入所する知事が多い。

任期中に責に問われた最初の知事オットー・カーナー (Otto Kerner) は、1973 年に詐欺等で 3 年の実刑判決が下った。なおその際のアメリカ合衆国連邦政府のイリノイ州北部地域の検事総長は、後にイリノイ州知事になる人物であった。このように、アメリカ合衆国では、検事局 (検察庁) のトップの地位は、正確には単に「検事」であり、その他の検察官は「副検事」であるが、誤解を避けるために、「検事総長」の呼称を用いることとするが、「検事総長」は住民の選挙によって選ばれることが多く、しばしばより高い政治的地位に着くことを望んでおり、このことが政治家の犯罪の活発な摘発、起訴に影響している面があると考えられる。さらに、アメリカ合衆国では、共謀罪が認められるとともに、司法取引も認められていることが、有罪の獲得に大きな要因となっていると考えられる。〔引用文献 〕

アジアでは、日本の近隣諸国に限ってみても国情に応じた特徴が見られる。マイケル・ジョンソンは四類型に分類している。〔引用文献 〕

それによれば、日本の政治家の汚職は「市場影響型」とされる。すなわち、市場の自由競争によって選択が行われるのではなく、政治家の介入や影響力によって何が採用されるのが決定されるというものである。その例としては、しばしば田中角栄首相による全日空の機種選定への影響力の行使が挙げられる。これに対して韓国はエリート「官僚カルテル型」とされる。大統領とその一族と結びついて便益を得たり、財閥から、非常に集権化したエリート官僚に対して工作が行われたりして、エリート官僚間のネットワークが大きな役割を果たす。中国に関しては「公務員権力者型」となっている。周知のように中国は中国共産党による一党支配となっていることによる。フィリピン、インド、マレーシア等は第 4 番目の「寡頭的な一族による支配型」とされる。

(3) 人権に係わる犯罪

アフリカを中心として

研究代表者はケニアに関して、少年司法や児童福祉の実務家に対する研修を国連の出先機関で担当したことがあり一定の知識を持つとともに、今回の現地調査によって聞き取り調査が可能となったため、ここではケニアについて取り上げることとしたい。ケニアには国際刑事裁判所という国際的観点から見て、非常に興味深い政治家の「犯罪」に関する組織がある。

2007 年に行われた大統領選挙で、キクウ族出身のムワイ・キバキ大統領が再選を果たしたとして、大統領に就任した。これに対して対立候補のライラ・オディンガ氏の支持層である社会的に恵まれない人々が、選挙に不正

があったとして抗議し暴動に発展した。

これらの人々に対抗するために、ウフル・ケニヤッタ氏はキクウ部族の若者を組織して、これらの人々への襲撃を扇動したとして、人道に対する罪で国際刑事裁判所へ告訴された。この抗争で約 1200 人が死亡し、約 60 万人が焼き討ちなどにあつて家を失った。

ウフル・ケニヤッタ氏は、ケニア独立を成し遂げたジョモ・ケニヤッタ初代大統領の息子であるが、ウフル・ケニヤッタ氏は 2013 年の大統領選に出馬して勝利した。大統領選挙の時期に、国際刑事裁判所はウフル・ケニヤッタ氏を嫌疑不十分として、訴追を取り下げる決定をした。なお、現在の副大統領はウィリアム・ルト氏であるが、ウィリアム・ルト氏もまた、2007 年の暴動に関して人道に対する罪によって国際刑事裁判所へ告訴されていた。ウィリアム・ルト副大統領に対しては、2016 年国際刑事裁判所は訴追を無効とする決定を下した。

これは一方で国際刑事裁判所の限界を示すものということもできるが、国際刑事裁判所が、(他国への侵略や外交的な問題ではない)ある国の国内で起きた政治家による人権や人道に対する犯罪を裁くことができる恒常的な機関として設立されたという意味で非常に重要であり、国際刑事裁判所の今後の展開が注目される。

(4) 政治家の犯罪と検察庁

本研究の一環として、2014 年 6 月に逮捕され、翌月に起訴され、2015 年 3 月に名古屋地方裁判所で無罪判決が下りた美濃加茂市長の収賄事件の第 1 審の地方裁判所の審理を可能な限り傍聴した。ただし、この事件は検察側が控訴したことによって、高等裁判所で審理が開始され、2016 年 5 月、裁判所は控訴審としては異例の贈賄者に対する証人尋問を行って有罪の判決を下した。現在、最高裁判所へ控訴中である。〔引用文献 〕

この裁判を手がかりとして、とりわけ政治家の犯罪の捜査と取り調べ、起訴と有罪判決の獲得を目指した検察庁と政治家の政治活動との関係についても考察を行った。その内容についても本報告書の最初に提示した拙著において論述した。〔引用文献 〕

(5) 結語

以上のように、本研究の成果としては、世界の政治家の犯罪について鳥瞰し、アメリカ合衆国の政治家による汚職と、アフリカにおける政治家の人権に係わる犯罪について検討を加えた。日本の政治家の犯罪に関する考察も行い、選挙をはじめとする制度の相違点、選挙違反を構成する行為の違いや、政治家の犯罪への社会的対応の違い、政治家の犯罪を取り締まる法制度の相違等についても考慮して、政治家の犯罪に関して、事例の考察をまじえて包括的な検討を行った。

民主主義の根幹にかかわる選挙とその制

度の違いを踏まえ、人権侵害を含めて世界的な視点から総合的に政治家の犯罪を検討したことは、国際化する日本および世界の現在の状況と趨勢にふさわしい重要な意義を持っているといえよう。

<引用文献>

検察庁、「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」平成19年8月、『刑事弁護』、第54号、2008。

守屋克彦、「志布志事件に関する最高検察庁の報告書について」、『刑事弁護』、第54号、2008。

Holmes, Leslie, "Corruption: A very short introduction," Oxford University Press, 2015, pp. 39-40.

Merriner, James L., "The Man Who Emptied Death Row: Governor George Ryan and the politics of crime," Southern Illinois University Press, The Elmer H. Johnson and Carol Holmes Johnson Series in Criminology, 2008.

Johnson, Michael, "Japan, Korea, the Philippines, China: Four syndromes of corruption," Crime, Law and Social Change, Vol.49, pp. 205-223, in Rothstein, Bo, ed., Political Corruption, Edward Edgar Publishing, 2015, pp. 680-698.

郷原信郎、『検察の正義』、筑摩新書、2009。

郷原信郎、『検察崩壊：失われた正義』、毎日新聞社、2012。

澤田東洋男、『汚れた法衣：ドキュメント司法記者』、現代評論社、1984。

澤田東洋男、『検察を斬る：検察百年の派閥と人脈』、図書出版社、1988。

村山治、『市場検察』、文芸春秋、2008、441-442頁。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

Ayukawa, Jun, "Claims-Making and Human Rights in Domestic and International Spheres." Qualitative Sociology Review, 査読有, vol. 11(2), 2015, pp.110-121.

[学会発表](計2件)

Ayukawa, Jun and Sally Milbury-Steen, "Globalizing Social Problems Narratives and Human Rights: With Special Attention on the Abolition of the Death Penalty and Politicians'

Crimes," The Society for the Study of Social Problems 67th Annual Meeting, August 12, 2017, Montreal(Canada).

Ayukawa, Jun, "Claims-making and Human Rights in Domestic and International Spheres," The Society for the Study of Social Problems, 65th Annual Meeting, August 21, 2015, Chicago(U.S.A.).

[図書](計1件)

鮎川潤、昭和堂、『新しい視点で考える犯罪と刑事政策 - 国際的・比較文化的アプローチ』、2017、総頁数 258 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

鮎川潤 (AYUKAWA, Jun)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：90148784